

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年8月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第37号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (10) 刊行物の売払代金並びに京都市個人情報保護条例第38条第2項及び京都市情報公開条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準じるものとして別に定める方法を含む。）に要する費用

総務局総務部行政改革課

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(会計室会計課)